

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○国土調査としての指定(二件)……………

……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……

○食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設の登録変更……………

……(保健医療局健康安全全部健康安全課)……

○都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……

告示(公)

○警備業法による行政処分についての公開の聴聞(二件)……………

……

○運転免許取得者等検査の認定……………

……

○石油機器技術管理講習の実施……………(東京消防庁)……

雑報

○当せん金付証券の発売委託……………(全国自治宝くじ事務協議会)……

告示

●東京都告示第七百六十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六條第三

項の規定に基づき、次のとおり国土調査(地籍調査)として指定をしたので、同條第五項の規定により告示する。
令和八年六月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 国土調査指定年月日 令和八年五月十五日

二 調査を行う者の名称 台東区

三 調査地域 台東区根岸五丁目

四 調査期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

●東京都告示第七百六十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六條第三項の規定に基づき、次のとおり国土調査(地籍調査)として指定をしたので、同條第五項の規定により告示する。
令和八年六月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 国土調査指定年月日 令和八年五月十三日

二 調査を行う者の名称 板橋区

三 調査地域 板橋区東山町及び東新町二丁目の各一部

四 調査期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

●東京都告示第七百六十五号

食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第十六條(同令第九條第二項において準用する場合を含む。)の規定により、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四十八條第六項第三号及び同令第九條第一

項第一号の登録を受けた養成施設について、次のとおり変更する旨の届出があったので、同令第二十条第二号(同令第九條第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示する。
令和八年六月十六日

東京都知事 小 池 百合子

名称 変更
事項 変更前 変更後 変更年月日

東京医療 名称 東京医療保 東京医療保 令和八年四

保健大学 健大学医療 健大学医療 月一日

医療保健 保健学部医 保健学部医

学部医療 療栄養学科 療保健学科

保健学科

●東京都告示第七百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年六月十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和八年六月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 八王子町田

二 変更の区間 町田市原町田五丁目二百十八番二地先

三 変更の概要 別図表示のとおり

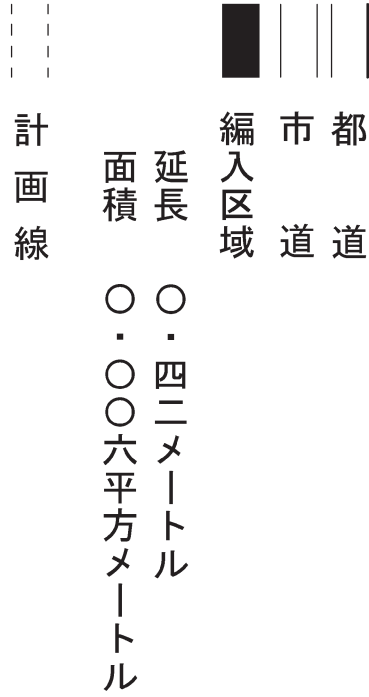
別図

都道八王子町田線区域変更略図

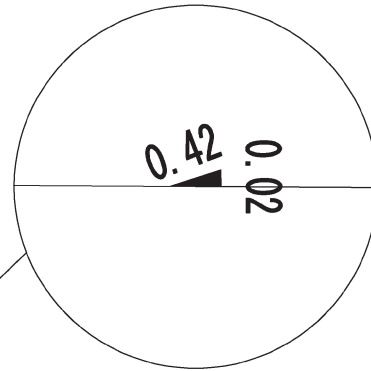
町田市原町田五丁目地内



区域変更箇所



町田市



原町田
五丁目

二
一
八
の
二

34.65
34.66

至町田街道

都道八王子町田線

至高ヶ坂

招 徠 (公)

●東京都公安委員会告示第215号

警備業法（昭和47年法律第117号）第8条第2号の規定による行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び警備業法第50条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和8年6月16日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 日時

令和8年6月23日（火曜日） 午前9時30分開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場

●東京都公安委員会告示第216号

警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第7項第1号及び同法第23条第5項において準用する同法第22条第7項第1号の規定による行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び警備業法第50条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和8年6月16日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 日時

(第18567号)

公 告

令和8年度石油機器技術管理講習（一般講習

・再講習）の実施について

火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第62条の5の規定による火災予防施行規程（昭和37年7月東京消防庁告示第17号）第12条第1項に定める石油機器技術管理講習を次のとおり行う。

令和8年6月16日

東京消防庁

消防総監 市 川 博 三

1 石油機器技術管理講習（一般講習）

(1) 受講対象者

地震動等により作動する安全装置を設けることとされている石油燃焼設備若しくは器具の設置工事又は修理を業として行おうとする者

(2) 講習の実施日時及び実施場所

ア 令和8年7月14日（火曜日）及び同月15日（水曜日）

イ

両日とも午前9時から午後6時まで

専売ビル 3階会議室

港区芝五丁目26番30号

エ 令和8年11月25日（水曜日）及び同月26日（木曜日）

イ

両日とも午前9時から午後6時まで

株式会社ノーリツ八王子研修センター

八王子市石川町728番地の8

2 石油機器技術管理講習（再講習）

令和8年6月16日（火曜日）

東京都公 報

3

<p>(1) 受講対象者</p> <p>既に一般講習又は再講習を修了して石油機器技術管理講習修了証を交付された者で、交付の日以後における最初の4月1日から5年を経過しないもの</p> <p>(2) 講習の実施日時及び実施場所</p> <p>ア 令和8年7月16日（木曜日） 午前9時から午後3時まで アルカデイズ市ヶ谷</p> <p>イ 令和8年11月27日（金曜日） 午前9時から午後3時まで 株式会社ノーリツ八王子研修センター 八王子市石川町728番地の8</p> <p>3 申請方法</p> <p>(1) オンライン講習 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会のホームページにより受講・受験を申請すること。</p> <p>(2) 対面講習及びDVDビデオ講習 次のア又はイの方法によること。</p> <p>ア 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会のホームページにより申請すること。</p> <p>イ 受講申請書に講習希望日等を記入の上、各講習を開始する日の1か月前までに申請先へ郵送すること。</p> <p>4 講習の実施機関及び申請先 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会 郵便番号150-0011 渋谷区東二丁目24番2号</p> <p>5 問合せ先 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会</p>	<p>電話03（3499）2928</p> <p>6 受講申請書配布先</p> <p>(1) 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会</p> <p>(2) 都内（稲城市及び高しよ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所</p> <p style="text-align: center;">雑 報</p>	
--	--	--

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
 令和八年六月十六日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第千二百二十六回全国自治宝くじ

一 名称
 二 発売総額及び枚数
 三百六十億円 一億二千万枚
 （三十億円を一単位（一ユニット）として十二単位（十二ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）
 一枚三百円

三 証券金額
 四 発売期間
 五 当せん金の額
 令和八年九月十六日から同年十月十六日まで
 発売額三十億円に対して十四億一千九百九十万円

六 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売額三十億円に対して一億八千九百二十二万七千三百九十円

八 その他発売経費
 発売額三十億円に対して二億六千七百四十五万七千二百四十一円

九 受託申請期限
 令和八年六月三十日

十 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称
 二 発売総額及び枚数
 第千二百二十七回全国自治宝くじ
 百五十億円 五千万枚
 （三十億円を一単位（一ユニット）として五単位（五ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）
 一枚三百円

三 証券金額
 四 発売期間
 五 当せん金の額
 令和八年九月十六日から同年十月十六日まで
 発売額三十億円に対して十四億二千万円

六 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売額三十億円に対して一億八千九百二十二万七千三百九十円

八 その他発売経費
 発売額三十億円に対して二億六千七百四十五万七千二百四十一円

九 受託申請期限
 令和八年六月三十日

十 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称
 二 発売総額及び枚数
 第千二百二十七回全国自治宝くじ
 百五十億円 五千万枚
 （三十億円を一単位（一ユニット）として五単位（五ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）
 一枚三百円

三 証券金額
 四 発売期間
 五 当せん金の額
 令和八年九月十六日から同年十月十六日まで
 発売額三十億円に対して十四億二千万円

六 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売額三十億円に対して一億八千五百二十九万

八 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

九 受託申請期限
 令和八年六月三十日

十 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称
 二 発売総額及び枚数
 第千二百二十七回全国自治宝くじ
 百五十億円 五千万枚
 （三十億円を一単位（一ユニット）として五単位（五ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）
 一枚三百円

三 証券金額
 四 発売期間
 五 当せん金の額
 令和八年九月十六日から同年十月十六日まで
 発売額三十億円に対して十四億二千万円

六 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売額三十億円に対して一億八千五百二十九万

八 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

九 受託申請期限
 令和八年六月三十日

十 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称
 二 発売総額及び枚数
 第千二百二十七回全国自治宝くじ
 百五十億円 五千万枚
 （三十億円を一単位（一ユニット）として五単位（五ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）
 一枚三百円

三 証券金額
 四 発売期間
 五 当せん金の額
 令和八年九月十六日から同年十月十六日まで
 発売額三十億円に対して十四億二千万円

六 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売額三十億円に対して一億八千五百二十九万

八 その他発売経費
 五千円
 発売額三十億円に対して二億七千九百九十一万二千三百十三円
 令和八年六月三十日
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

九 受託申請期限
 令和八年六月三十日

十 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

